

第 63 回議会運営委員会記録

令和 7 年 9 月 4 日

【開催日】 令和7年9月4日（月）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時30分～午後4時36分

【出席委員】

委員長	宮本政志	副委員長	中岡英二
委員	伊場勇	委員	大井淳一朗
委員	笛木慶之		

【欠席委員】なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹	副議長	中村博行
----	------	-----	------

【執行部出席者】なし

【事務局出席者】

局長	石田隆	局次長	中村潤之介
議事係長	岡田靖仁	議事係書記	末岡直樹

【審査内容】

- 1 令和7年第3回（9月）定例会に関する事項について
- 2 日本共産党山陽小野田市議会議員団による善良なる市民に対する名誉毀損事件についての陳情書
- 3 第10回議会運営委員会における諮問事項について
- 4 全員協議会の開催日時の確認について
- 5 陳情・要望等の審査結果について（お知らせ）に関する件
- 6 その他

午後1時30分 開会

宮本政志委員長 お疲れさまです。ただいまから第63回議会運営委員会を開催いたします。本日の付議事項1点目、令和7年第3回9月定例会に関する事項について、これは所管事務調査の件ですね。（1）と（2）について、事務局から説明をお願いします。

岡田議会事務局議事係長 それでは、（1）及び（2）について、一括して御説明をさせていただきます。（1）委員会の所管事務調査報告は、総務文教常任委員長及び政策提案特別委員長から所管事務調査報告を行いたい旨の申入れがあったため追加するものです。（2）議事日程案の変更は、（1）を踏まえた変更です。9月10日水曜日の議事日程中、冒頭に、委員会の所管事務調査報告（総務文教常任委員会、政策提案特別委員会）を追加いたします。説明は以上です。

宮本政志委員長 岡田係長から説明がございましたけど、意見等はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは次に参りましょう。付議事項2点目に入ります。日本共産党山陽小野田市議会議員団による善良なる市民に対する名誉棄損事件についての陳情書です。こちらについては、先日、中島好人議員と山田伸幸議員を参考人招致しまして、質疑と答弁を頂いて、今後の方針については一度各会派に持ち帰っていただいて、次回の議運のときに各会派の意見をお願いしますということをお伝えしておりました。こちらについて各会派の御意見等をお願いいたします。

伊場勇委員 先日、議会運営委員会に山田議員と中島議員が来ていただきました。陳情者からは、虚偽または事実に基づかない記録や想像で記載されたものがあつて、印象操作ではないかというところの御指摘がありましたので、その箇所について事実確認を行うため質疑を行つたところです。しかしながら、中島議員、山田議員からは、審査内容について議会運営委員会の範疇を超えているということ、また、議会外の政治活動は審査すべきではないということ。また、添付している資料について、この資料というものは中島議員と山田議員が高松議長宛てに出された文書でございますが、その文書はその後取り下げたので、その取り下げたものに対しては回答しないということで、結果、陳情者が指定していた事実確認については行うことができなかつたということになつてしましました。それについては、何とか答えていただきたいなという思いがございまし

たが、結果何も行うことができなかつたということについて、これ以上の審査は不可能だと感じております。

宮本政志委員長 大井委員、いかがですか。

大井淳一朗委員 このたび議会運営委員会で2人を参考人として呼んだ目的は、あくまでも事実確認でありました。例えば、この議会運営委員会が名誉棄損事件について何か追及するなど、そういうものの類いでは一切ないということです。その上で質疑したわけでございますが、やはり先ほど伊場委員が言われたような理由で質疑には応じなかつたということで、結果として議会運営委員会として事実確認を行うことができなかつたというところがございます。ある意味、平たく言えば、向こうの言い分を聞くというのがこちらのスタンスであったわけですから、その目的を達成できなかつたということですので、もうこれ以上の審査は難しいのかなと考えております。

宮本政志委員長 至誠一心会の笹木委員、いかがですか。

笹木慶之委員 先ほど同じような意見があつたわけですが、結果的にはそこに行きつかなかつたということしかないと私は思います。それ以上言っても仕方ないので、それ以上は申し上げませんが、これ以上の審査が不可能だと。こういう形で終了させざるを得なかつたということを事実確認したということで終わらせたいと思います。

宮本政志委員長 そうすると、3会派の結論は同じかな。つまり、参考人招致によって審査というものが十分できなかつたと結論づけられたと受け止めたけど、そういう意見でよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それと、伊場委員にお聞きします。中島議員と山田議員を参考人招致するに当たつて、その前に樋口氏を参考人招致したよね。その点について、山田議員、中島議員の参考人招致で、何を事実確認したかといった

のを二つぐらい言ったかな。一つは印象操作の件で、もう一つ何を言われたのか把握できなかったんです。虚偽または事実に基づかない記載とかあるいは想像で記載されたものについても、樋口氏は参考人招致のときに具体的に言わっていましたよね。そのことについても、中島好人議員と山田伸幸議員の参考人招致のときに確認すべきことだったんですけど、さっきその辺り言ったんだけど、印象操作のことだったんで。もう少し詳細をお願いします。

伊場勇委員 先ほども言ったかと思っていたんですけど、すみません。陳情者が虚偽または事実に基づかない記載や想像で記載されたのではないかという事項を、陳情者から参考人でお呼びしたときに聞いておりましたので、そこの事実確認も必要だったと考えます。

宮本政志委員長 何を事実確認するために、山田議員と中島議員を参考人招致したかっていうところが結構重要な点になってくるので確認しました。分かりました。そうしますと、3会派の御意見をお聞きして、今の御意見を少しまとめたいので、ここで暫時休憩します。

午後1時38分 休憩

午後1時55分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開します。先ほど、大井委員、笹木委員、伊場委員のほうから、それぞれの会派の御意見をお聞きしました。議会運営委員会のほうから議長のほうに陳情の回答をお示ししないといけませんので、一応私のほうで案はまとめたんですけども、皆さん、もう確認はできていますよね。（「できています」と呼ぶ者あり）この辺りは少し皆さん注意してください。副委員長が読み上げますので、お聞きいただければと思います。中岡副委員長、お願いいいたします。

中岡英二副委員長 陳情・要望書の審査結果について御報告いたします。本陳情書に基づいて審査したところ、次のとおりの結論となった。令和7年9月1日に中島好人議員及び山田伸幸議員（以下「両議員」という。）を参考人として議会運営委員会に招致し、陳情書及びその添付資料を基に、陳情者が「虚偽又は事実に基づかない記載や想像で記載されたもの」、「印象操作」と指摘した箇所等について、事実確認のための質疑を行った。しかし、それらの質疑に対する両議員の回答は「審査内容が議会運営委員会の範疇を超えており、議会外の政治活動は審査すべきではない」、「添付資料は既に取り下げた文書であり、取り下げたものに関しては回答しない」などに終始し、議会運営委員会としては事実確認を行うことができなかった。そのため、これ以上の審査は不可能と判断し、審査を打ち切ることとした。

宮本政志委員長 今、中岡副委員長が読み上げました。先ほど言いました最後の「審査を打ち切ることとした」というところに関しましては、伊場委員からは「審査を終了」という言葉が出たんですが、大井委員と笹木委員のほうからは、「打ち切る」という発言は意見の中にありませんでしたので、このあたりを笹木委員と大井委員のまず御意見をお聞きしたいなと思うんです。

大井淳一朗委員 先ほど、私は「審査はこれ以上難しいのではないか」という表現を用いたと思います。今後、例えば参考人を呼んでも恐らく来ないでしょうし、来てもこのようなことを言われる。平行線になることはもう想像に難くないので、伊場委員が言われるよう、これ以上の審査は不可能で、審査を打ち切るのが妥当ではないかと思います。

宮本政志委員長 笹木委員、いかがですか。

笹木慶之委員 私もほとんど同じことを言ったと思います。打切りという言葉は使っておりませんが、やはりなかなか審議に到達できなかったという

ところですね。そういう背景の中で、現状報告をしたということですね。

宮本政志委員長 それで私が一番気になった「審査を打ち切ることとしました。」つまりこれで審査を打ち切りますというところは、皆さん、異議はないと。そのほかの文脈とか文言等含めて、この審査結果について御意見等があればと思いますが、いかがですか。

伊場勇委員 休憩前に出た意見を過不足なくまとめられていると思いますので、この文面でよろしいかと思います。

宮本政志委員長 ほかの委員の皆さん、この審査結果の内容には異議はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、委員会議決をいたしましたので、先ほど中岡副委員長が読み上げた資料を回答として私から高松議長に提出いたします。それでは、付議事項2点目はよろしいですね。それでは、3点目に入りましょう。第10回議会運営委員会における諮問事項について。こちらも先日、参考人招致を終えております。それを踏まえて、各会派で持ち帰っていただいておりますので、御意見等がございましたら、お願いいいたします。

伊場勇委員 この第10回議会運営権委員会に議長から諮問された事項についてです。明るいまちの事実確認をしてない記事や個人を誹謗中傷するような記事があるという点について、過去の議運で中島議員と山田議員には、記事を書くに当たっては必ず事実確認を行うこと、または記事の内容が不適切でないかをきちんと確認すること、また内容が不適切であった場合には是正措置を適切に行うことを求めた結果、両議員からは事実確認をしていない記事を記載したことがあったため、改めて記事を精査して訂正記事などの措置を適切に行うこととの回答がございました。これも踏まえて、先日、参考人として両議員にお越し頂いて質疑をしたところですが、両議員の主張するところでは、なかなか、こちらからの事実確認への回答がなかったところはございます。しかしながら、昨今、

議員がＳＮＳ等を用いて情報発信する機会が増えている事は皆様御承知のことだと思いますので、そのことを踏まえて議員が情報を発信する場合に、注意事項を全議員に周知すべきであるというふうに考えます。その内容については、相手を誹謗中傷しない、また必ず事実確認を行う。そして、もし発信した内容が誹謗中傷や事実でなかった場合には、速やかに適切な是正措置を行う、それが情報発信に当たっての注意すべき事項だと思いますので、これを全議員に周知するということが必要かと考えています。

宮本政志委員長 そのほか、大井委員、笹木委員のほうで会派の御意見をお聞きしてよろしいですか。

大井淳一朗委員 この件に関しましても、質疑したんですけども終始「議会外のことは関与すべきではない」といった回答でございました。前々から思っていることなんんですけども、こういうものが事実と評価というのがあります。評価については主義主張に関わることですので、それはそれぞれのお考えということでいいんですけども、やはり事実は事実で、これは正確な事実に基づいて発信しなければならないし、その事実が虚偽であれば、その評価もまた虚偽なものになりますので、やはり事実はすごく大事なものであり、事実に基づかないものは発信すべきではないと思っております。やはりそれは議会外だから何やってもいいというのは、そういうふうに聞こえますので、それは公人としてどうかと思います。ただ、共産党議員団だけに言えることではありませんので、伊場委員も先ほど申し上げましたし、前回の議運でも話になりましたけれども、やはり全議員に向かって、情報発信の際には事実に基づくべきであるといったことを注意喚起はすべきであるということも、この報告の答えと回答として示すべきではないかと思います。

宮本政志委員長 なるほど、よく分かりました。笹木委員、至誠一心会はいかがですか。

笹木慶之委員 私たちもこの件についてはかなり議論したわけですが、やはり一番大事なことは、議員として倫理感を持ったしっかりした対応をすべきだと。それからもう1点は、自分が発言したことに対してはやっぱり自己責任というか、しっかり自分の責任で発言すると。それから、先ほどあったように、決して誹謗中傷するような卑屈なことはしないと。それはもちろん、新たに出ておるSNS等を使ってということでありますけど、そういったことを踏まえた中で、謙虚に、そして真摯に受け止めたしっかりした議会活動、議員活動を展開すべきだというふうに思います。したがって同じことを申し上げましたが、同様な形の中で同僚議員と本当に真剣にやっぱり議論しましたが、そういう結論に至りました。

宮本政志委員長 参考人招致を通じてもですけど、そもそも、議長のほうから諮問を受けまして、今回は議会運営委員会として議長に答申として、提出するんですが、先日の議論の中で、大井委員のほうから、SNS、今、笹木委員からもございましたけど、そういったものも含めて、いろんな媒体で情報発信するツールがあると。そういうのも全て含めて我々議員は注意をしていくべきだっていう、私もなかなかそこまでは頭の中で描いてなかったことを大井委員から指摘されました。先ほど、伊場委員からまず意見を述べていただきて、みらい21の大井委員と至誠一心会の笹木委員の御意見をお聞きすると、主に、3点についてですね。例えば、誹謗中傷しないとか、事実確認する、あるいは事実確認をして間違った場合はどうこうという意見を伊場委員がおっしゃった。しかも、それは情報発信という大きな枠組みの中でという御意見が出て、3会派とも同じように聞こえました。今から、委員長から議長にお送りする答申の案を少しお示ししたいと思います。作成に時間要しますので、ここで暫時休憩に入ります。

午後2時8分 休憩

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開いたします。先ほど、3会派の伊場委員、大井委員、笹木委員から意見をお聞きしまして、これは議運のほうから議長に答申としてお送りするものですから、答申案を皆さんの方にまずお示ししたいと思います。それでは中岡副委員長、お願いいいたします。

中岡英二副委員長 それでは審査結果について報告いたします。諮問事項に基づいて審査したところ、次のとおりの結論となった。過去の議会運営委員会において、「明るいまち」に事実確認をしていない記事や個人を誹謗中傷するような記事があるという点について、中島好人議員及び山田伸幸議員（以下「両議員」という。）に対して「記事を書くに当たっては、必ず事実確認を行うべきこと、記事の内容が不適切ではないかをきちんと確認すること、また、内容が不適切であった場合には是正措置を適切に行うこと」を求めた結果、両議員からは「事実確認をしていない記事を掲載したことがあったため、改めて記事を精査し、訂正記事などの措置を適切に行う」との回答があったこと、また、昨今、議員がＳＮＳ等を用いて情報を発信する機会が増えていることを踏まえ、議員が情報を発信する場合の注意事項を全議員に周知すべきであることを確認した。なお、周知する事項は次のとおりである。（1）情報発信に当たっては、相手を誹謗中傷しないこと。（2）情報発信に当たっては、必ず事実確認を行うこと。（3）もし発信した内容が、相手への誹謗中傷に当たった場合又は事実でなかった場合には、速やかに適切な是正措置を行うこと。以上です。

宮本政志委員長 今、中岡副委員長が読み上げました審査結果の内容を高松議長への議会運営委員会からの答申として案をお示しました。皆さん、御意見がございましたらお願いいいたします。

伊場勇委員 先ほど、休憩前に委員の皆さん出し合った意見が過不足なく反映されていると思います。これで結構だと思います。

宮本政志委員長 そのほかに御意見はございませんか。それでは、異議なしということでおろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、この審査結果を高松議長に答申させていただきます。続きまして、付議事項の4点目に入りましょう。全員協議会の開催日時の確認についてですけど、事務局よろしいですか。

岡田議会事務局議事係長 このたびの議運決定事項の報告につきまして、9月10日水曜日の午前9時30分からの全員協議会で御報告をお願いしたいと考えております。

宮本政志委員長 今、岡田係長から説明がございました。この最近は全協が9時から始まる場合と9時半からっていうのがまちまちでありますけど、このたびは、9月10日木曜日9時半からということですけど、よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。それでは付議事項の4点目は終わります。続きまして、5点目のその他に入ります。委員の皆さん、何かございますか。

伊場勇委員 8月13日に議長宛てに樋口晋也様から出された陳情・要望等の審査結果についてに関する件という要望書が出されておりますので、これについて議論すべきかと思います。

宮本政志委員長 8月13日の陳情・要望書の審査結果についてに関する件ですね。こちらに関しては、資料を出したいので、暫時休憩しましょう。

午後2時39分 休憩

午後3時37分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開いたします。先ほど伊場委員のほうから、8月13日の件ですね、陳情書に対する各会派の意見というか、議論のほう提案がありました。これは各会派に持ち帰っていただいていると思いますので、各会派から意見を求めるといいます。今から各会派のほうから持ち帰っていただいた件で意見を言ってもらいたいんですけども、その前に、陳情書ですから、参考人招致の件を決めていかないといけません。参考人招致について御意見等はございますか。

岡田議会事務局議事係長 議論の途中に失礼いたします。この件につきまして、陳情者である樋口晋也様からあらかじめ御意向を伺っておりますので、お伝えしてもよろしいでしょうか。（「お願いします」と呼ぶ者あり）本件陳情に関しましては、先に提出されました議会運営に関する陳情書と併せて御覧いただければ、願意が明確であると思われますので、基本的には参考人として出席する意思はございません。しかし、どうしても願意が御不明な点等があればお呼びくださいという旨を伺っております。

宮本政志委員長 今、岡田係長から陳情者のこと聞かれたと思います。それを基に参考人招致について御意見をお願いいたします。

伊場勇委員 陳情者の御意向は分かりました。文章をしっかりと読むと、「何を発信したかというところが財産となる」という前回の陳情内容と結びつけることができまして、しっかりと願意は理解できますので、陳情者の御意向に沿っての対応でよろしいかと思います。

宮本政志委員長 それでは、参考人招致は必要ないということですね。ほかの委員の皆さんはどうですか。

大井淳一朗委員 前回の陳情書と今回の陳情書を併せて読むと、願意が明確と

考えますので、私も同意見です。

宮本政志委員長 そうしましたら、もう参考人招致は必要ないということでおろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）異議はございませんね。それでは、参考人招致はいたしませんので、各会派の御意見のほうに入りましょう。

伊場勇委員 このたびは、改めて審査結果について御意見を頂きました。陳情の一番の目的は、山陽小野田市の市議会が何を発信したかと。それが財産となるというお考えでございました。さきの議論では、その視察の内容の記録を全て残すということは、視察に来られる市議会等の活発な意見交換の機会を損なう懸念があるというふうに位置づけさせていただきました。しかしながら、視察内容の全てを残すのではなくて、その概要であれば懸念される事項が省かれるよう思います。なので、まず、本市議会が視察でいろいろ回答するわけでございます。質疑、応答がある中で、何を答えたかというところが何を発信したかにつながると思いますし、その概要であれば、改めて陳情の願意である何を発信したかという発信した内容が今後の議会の財産になりうるとも私も考えますので、内容の概要については、今後、市議会の情報として発信してもよろしいかと考えております。

宮本政志委員長 そうすると、その前の陳情、令和6年8月のときの回答を踏まえた上で言わされましたよね。ほかの委員の方、会派の御意見はございますか。

大井淳一朗委員 私もどちらかというと視察を受け入れているほうなんですけれども、あらかじめ議会のほうからこういった質問について回答していただきたいと質問が来ますので、それを踏まえてこちらが回答を準備することができます。ですので、回答したことを概要にして残すということで、少しでもこの陳情者の願意に応えることになるのかと思いますの

で、伊場委員が言われたような運用でよろしいかと思います。

笹木慶之委員 我々の会派も同じ考え方なんですが、やはり視察に来られた方の視察内容をあらかじめ確認をしながら、必要とする発言といいますか、報告できるようなものであれば、それをしっかりと受け止めていきたいと思いますが、意見交換の機会を損なうというような懸念もあることも事実ですから、それはそれとしてしっかりと受け止めながら、そして正確な内容をしっかりと受け止めてそれにこたえるということが結果的には、市政の財産になるんではないかなと思います。（「市議会のね」と呼ぶ者あり）市議会の財政になるんじゃないかなと思います。したがって、それを的確に捉えながらそれに対応していくという手続が必要ではないかなと思います。

宮本政志委員長 そうすると、記録を残していくというのは、3会派は共通ですね。実際にそれを作成していかないといけないですよね。つまり、発信していくということは、その辺りについては各会派いかがですか。

伊場勇委員 視察内容の概要を誰がつくるのかというところなんですが、これは以前の議会運営委員会でも少し議論になったところでございます。視察の内容によって、議長がその担当を決めるべき。これは議運決定事項にすべきだと思います。その視察の対応者となった議員が、視察内容の概要をまとめるという作業をまずしていただくべきかなと。それが一番合理的だと思います。その内容については、結果として議長が確認をされると思いますので、そのようなやり方でよろしいかと思います。前後しましたけど、初めに対応議員を議長が決めるということは、そもそも市議会等が本市議会に視察に来るときに、議長名で視察の依頼がありますので、議長がその視察の内容の担当を決めるのは筋でありますし、そのほうが合理的であろうと思っています。2点を一緒に言いましたけど、以上です。

宮本政志委員長 今、伊場委員は、作成者はその視察の担当議員。その担当議員の指名に関しては当然、議会ですから議長が視察ごとに示していくという、2点の意見がございました。それについて、ほかの委員の方、御意見はございますか。

大井淳一朗委員 実際、議長から指名を受けて私が対応したこともあるんですが、そのときに質問事項に対する回答をつくるので、担当する議員が概要を作成するのが理に適っているのではないかと思います。

宮本政志委員長 笹木委員、いかがですか。

笹木慶之委員 この二つの案件は流れがつながっておりますので、まず、視察依頼が来たときには議長が受け止めると。来たものに対してどのような回答するか、これも議長がするということになりますから、したがって内容についても当然精査できるものが対応するとなると思いますから、まず議長がどういう人をあらかじめ指名するか、指名された人がそれに的確に対応できるか。これは一つの的確な対応だろうと思います。

宮本政志委員長 作成はどうですか。

笹木慶之委員 もちろんそれは作成者が責任持って対応するべきです。

宮本政志委員長 誰が作成するかっていうところはどうですか。

笹木慶之委員 提出者です。

宮本政志委員長 提出者とは、議長から指名を受けて視察の対応をした議員ということでおろしいね。（「そういうことです」と呼ぶ者あり）そうすると、大井委員も笹木委員も伊場委員も内容は同じですね。ここで、これは陳情ですから、議運から議長に回答しないといけませんので、今か

ら私のほうで案をまとめましょう。暫時休憩します。

午後 3 時 47 分 休憩

午後 4 時 33 分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開いたします。先ほど、伊場委員から陳情書の件で意見交換、提案がありまして、各委員の皆さんのお意見等をお聞きしました。今から副委員長から案を読み上げますので、中岡副委員長よろしくお願ひいたします。

中岡英二副委員長 審査結果を報告いたします。本陳情書及びその元となる令和6年8月16日付け「議会運営に関する陳情書」に基づいて「他の市議会等からの視察を受け入れた際に本市議会が発信した内容」を記録として残すことの是非を検討した。先の議論により、質疑応答の記録全てを残すことは本市議会と視察に来る市議会等との活発な意見交換の機会を損なうという懸念があると結論づけているので、本陳情書にもあるとおり、この度は当該発信内容の概要を作成するか否かについて議論した。その結果、改めて両陳情書の「視察において本市議会が発信した内容の記録を残すことは本市議会の重要な財産となる」という願意には賛同できるものであるため、令和7年9月4日以降の視察について、議長から視察ごとに担当として指名された議員が「他の市議会等からの視察を受け入れた際に本市議会が発信した内容の概要」を作成することとした。以上です。

宮本政志委員長 今、中岡副委員長が案の読み上げを行いましたけど、委員の皆さん、お意見等はございますか。

伊場勇委員 先ほど皆さんお意見した内容が過不足なく反映されていると思います。これで結構だと思います。

宮本政志委員長 そのほかの委員の皆さん、異議はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、異議なしということで、議会運営委員会の回答として高松議長に提出いたします。委員の皆さん、その他何かございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）事務局はどうですか。（「ありません」と呼ぶ者あり）中村副議長、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、本日の議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後4時36分 散会

令和7年（2025年）9月4日

議会運営委員長 宮本政志